

令和6年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（実践研修）実施要項

1 研修の目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体

岐阜県（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。）

3 受講対象者

次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する方

- （ア）指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）又は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）に規定する基礎研修修了者となった日以降、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者、若しくは、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- （イ）サービス管理責任者等基礎研修受講開始日において、サービス管理責任者告示第1号イの(1)に規定する実務経験者又は、児童発達支援管理責任者告示第1号に規定する実務経験者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児入所施設等において通算して6ヶ月以上、「個別支援計画等作成の業務」を行うことを指定権者に届出し従事したもので、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者、若しくは、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- （ウ）平成31年4月1日において、改正前のサービス管理責任者告示第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者又は改正前の児童発達支援管理責任者告示第2号の規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、個別支援計画等作成の業務に従事した者に限る）で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者、若しくは、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- （エ）サービス管理責任者告示第1号イの(2)の柱書き又は児童発達支援管理責任者告示第2号柱書きに定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者、若しくは、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
この場合にあっては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、個別支援計画等作成の業務に従事した者であることを要しない

※県内事業所への従事予定者の方を優先させていただきますのでご了承ください。

重要！

◎令和3年度サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了者であって、現在“みなし”としてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している方は、基礎研修修了者となった日から、3年を経過する日までの間に実践研修修了者となる必要があります。

◎平成30年度までの「サービス管理責任者研修」と「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」修了者で、令和5年度末までに「サービス管理責任者等研修（更新研修）」を修了されなかった方が、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する場合は、本研修を受講する必要があります。

4 募集定員 おおむね 264 名
申込状況によっては受講をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。



5 研修期間・研修会場

今年度は以下の通り開催します。

- ・1日目の講義部分は双方向型オンラインにて実施（受講は午前、午後の2回に分けて実施します）。
- ・2日目・3日目の講義・演習部分は集合にて実施。

※オンライン受講の方法については、受講決定時に詳細をご案内いたします。

以下①～④日程の内、いずれかの受講となります。

〈講義・演習〉

	開催日	開催場所
①日程	令和6年6月21日（金）、6月26日（水）、27日（木）	*1日目（令和6年6月21日（金）、令和6年11月6日（水）） オンライン（午前・午後） *2日目・3日目 【①～④日程】 テクノプラザプラザホール （各務原市テクノプラザ1-1 TEL058-379-2232）
②日程	令和6年6月21日（金）、7月2日（火）、3日（水）	
③日程	令和6年11月6日（水）、11月11日（月）、12日（火）	
④日程	令和6年11月6日（水）、11月13日（水）、14日（木）	

※日程の希望はできません。いずれかの会場で受講していただくこととなりますので、全日程受講可能な方のみお申込ください。

6 研修日程

〈講義・演習〉 ①～④日程共通*「オンライン講義」は午前・午後いずれかを必ず受講してください

		時間	内容
オンライン講義	第1日目午前	9:15 ~ 10:15	オンライン受付
		10:15 ~ 10:30	研修ガイダンス
		10:30 ~ 11:30	障害者福祉施策の最新の動向
		11:30 ~ 11:45	ふりかえりテスト
	第1日目午後	13:30 ~ 14:30	オンライン受付
		14:30 ~ 14:45	研修ガイダンス
		14:45 ~ 15:45	障害者福祉施策の最新の動向

		15:45 ~ 16:00	ふりかえりテスト
講義・演習	第2日目	9:00 ~ 9:20	受付
		9:20 ~ 9:30	事務連絡
		9:30 ~ 10:30	個別支援会議の運営方法に係る講義
		10:40 ~ 11:40	個別支援会議の運営方法に係る演習①
		12:40 ~ 14:10	個別支援会議の運営方法に係る演習②
		14:20 ~ 14:50	モニタリングの方法に係る講義
		15:00 ~ 16:30	モニタリングの方法に係る演習
		16:40 ~ 17:40	個別支援会議の運営方法に係る演習③
講義・演習	第3日目	9:00 ~ 9:20	受付
		9:20 ~ 10:10	サービス担当者会議等におけるサビ管の役割
		10:15 ~ 11:05	協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
		11:10 ~ 12:10	担当者会議と協議会についてのまとめ
		13:10 ~ 15:20	実地教育としての事例検討会
		15:20 ~ 17:20	サービス提供職員への助言・指導について
		17:10 ~ 18:00	研修の振り返り

※やむを得ず変更になる場合がありますのでご承知おき下さい。

7 受講申込

●提出方法

岐阜県ホームページ内にリンクが掲載されています、『令和6年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（実践研修）申込フォーム』からお申込ください。

申込フォームから申しいただくと研修事務局から返信メールが届きます。

必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は研修事務局までご連絡ください。

●提出書類

フォーム内に添付いただく書類	
3	<p>受講対象者の（ア）に該当する方</p> <p>①別紙様式1（サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講後の実務経験証明書）※記入例あり</p> <p>②基礎研修修了証書の写し</p> <p>③変更届出書及び届出に係る付表等（指定権者へ届出した書類の写し）※</p> <p>※令和3年度サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了者の方で、指定権者に「サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者」として届出し、現在、障害福祉サービス事業所において「サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者」の業務に従事している方のみ、①・②の書類に加えて、③の書類を提出してください</p>
3	<p>受講対象者の（イ）に該当する方</p> <p>①別紙様式1（サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講後の実務経験証明書）※記入例あり</p> <p>②変更届出書（指定権者へ届出した書類の写し）</p>

<p>③別紙様式2（個別支援計画作成業務従事証明書）</p> <p>④基礎研修修了証書の写し</p>
<p>3 受講対象者の（ウ）に該当する方</p> <p>①別紙様式1（サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講後の実務経験証明書）※記入例あり</p> <p>②相談支援従事者初任者研修修了証書の写し</p> <p>③サービス管理責任者研修修了証書の写し（共通講義及び分野別演習）又は児童発達支援管理責任者研修修了証書の写し</p> <p>④変更届出書（指定権者へ届出した書類の写し）※</p> <p>⑤別紙様式2（個別支援計画作成業務従事証明書）※</p> <p>※相談支援従事者初任者研修受講開始日に実務経験を満たしている方で、「個別支援計画作成の業務」を行う者として指定権者に届出し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事している方のみ、①・②・③の書類に加えて、④・⑤の書類を提出してください</p>
<p>3 受講対象者の（エ）に該当する方</p> <p>①相談支援従事者初任者研修修了証書の写し</p> <p>②サービス管理責任者研修修了証書の写し（共通講義及び分野別）又は児童発達支援管理責任者研修修了証書の写し</p>

- ※1 研修を修了した方には修了証書を交付しますので、申込時の入力の際、受講者の氏名（漢字の表記）、生年月日については特に誤りのないよう確認願います。
- ※2 申込内容に不備があった場合は、受講不可となります。
- ※3 別紙様式1については記入例がありますので、記入される際の参考にしてください。
- ※4 お申込後、記載内容について問合せをすることがありますので、添付書類の保管、申込フォーム画面の印刷および保管をお願いいたします。
- ※5 同一事業所で複数申込の場合は、おひとりずつお申込ください。

●申込締切

* 締切 **令和6年5月10日（金）17:00【必着】**
 ※締切後の申込は一切受けません。



ご注意ください！

- ① 受講申込内容において虚偽が認められた場合には、受講申込を取消し、当該年度及び次年度以降の当該法人からの申込を受けません。
- ② 定員等の事情により、受講をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ③ 演習日程の希望はできません。又、申込内容の変更はお受けできませんので、申込時に間違いがないか十分ご確認ください。
- ④ 研修修了後、事業所にサービス管理責任者等の業務に従事する際には、別途、実務経験の内容について審査等が行われますので、あらかじめご了承ください。

8 受講の可否決定通知の送付

- 発送時期 **5月下旬（予定）**
- 通知先 申込書記載の事業所宛（個人での参加の方は個人宛）へ通知します。
 万が一、**6月7日（金）**ごろを過ぎても通知が届いていない場合は、障害者地域支援・研修センター（TEL0575-29-7732）までご確認ください。

9 研修負担金（振込）

研修会費用として、1人につき**4,500円**をご負担いただきます。受講決定通知と共に研修負担金と振込先等についてのご案内をします。

また、振込手数料、旅費及び滞在費につきましては、受講者側のご負担となります。

※受講決定された方は、いかなる理由があっても研修負担金をお振込ください。また、ご入金後のキャンセル・欠席など、いかなる場合においても返金できませんので予めご了承下さい。

10 修了証書

全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

※遅刻・途中退室・欠席した場合は、修了証書は交付されません。

※また、受講態度の悪い方（私語、居眠り、携帯電話の使用等）も修了証書が交付されません。

11 事前課題（受講決定者）

事前課題の詳細については、受講決定時にご案内しますのでご確認ください。

※決められた期日までに事前課題を提出されない場合は受講できませんので、提出についてはご注意ください。

12 個人情報

当研修の申込書等に記載された個人情報は、参加の承認・研修負担金の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証書作成等のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

13 受講に当たりサポートが必要となる方の申出について

障がい等の理由により、サポートが必要である場合は、別紙様式3「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入ください。なお、詳細については直接確認を取らせていただく場合があること、またご希望に十分対応しきれない場合があることをあらかじめご了承ください。

14 問合せ先

宛先：障害者地域支援・研修センター

（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-29-7732 MAIL：hima-kenshu@gifu-fukushi.jp

*お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください。

（問合せ時間：平日 9：00～17：00）